

令和4年9月21日(水)~30日(金)

秋の全国交通安全運動

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

9月30日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



～秋田の道路は 歩行者ファースト!～

横断歩道は**歩行者優先**です。

運転者は、**信号機のない横断歩道**を渡ろうとしている歩行者を見かけたら、横断歩道の手前で**一時停止**して道をゆずりましょう。

令和4年度交通安全作品コンクール「あきた弁川柳」最優秀作品

しよしがねで 孫の真似して 手こ挙げれ

(恥ずかしがらないで 孫を見習って 手を挙げなさい) 秋田市 鈴木明夫さん

主唱 秋田県交通安全対策協議会 秋田県 秋田県警察

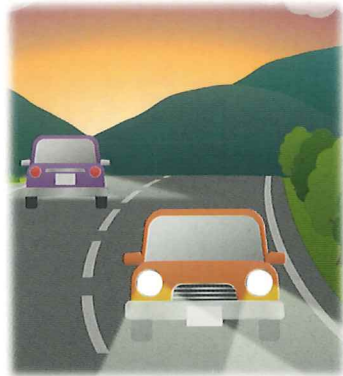
子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保

歩行者が道路を横断する時は、「横断歩道を渡る」、「車の直前直後の横断をしない」、「信号機に従う」など、交通ルールを守りましょう。また、運転者に横断する意思を伝え、安全を確認してから横断しましょう。横断中も周りに気を付けながら横断しましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

①夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時や夜間は**明るい色の服**や**反射材**を着用し、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。
- 自動車・自転車は**早めのライト点灯**を心がけましょう。
- 対向車や先行車がない場合は、**ハイビーム**を使用しましょう。



②運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行するようにしましょう。

③飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、**極めて悪質・重大な犯罪**です。
- 地域・家庭・職場で「飲酒運転を絶対にしない、させない」環境をつくりましょう。

④妨害運転等の防止

- 不必要な急ブレーキや無理な進路変更等は絶対に止めましょう。

⑤二輪車運転者等に対する広報啓発

- 他のドライバーの死角に入らないよう十分な車間距離をとって、安全運転を心がけましょう。

⑥高齢運転者の交通事故防止

- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、無理のない運転をしましょう。
- 運転に不安を感じる前に、運転免許証の自主返納を考えてみましょう。

⑦後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 運転者は、出発の前に全員がシートベルトを着用しているか、チャイルドシートを正しく使用しているか必ず確認しましょう。

自転車の交通ルール遵守の徹底

- 自転車を利用する時は「**自転車安全利用五則**」を守りましょう。
- 定期的に点検・整備を受けましょう。
- 万が一の事故に備え、**自転車損害賠償責任保険等に加入**しましょう。
※自転車条例が制定され、令和4年4月1日から加入が義務となりました。
- 頭部を守ることは、交通事故被害の軽減につながるため、ヘルメットを着用しましょう。

「自転車安全利用五則」

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子供はヘルメットを着用

～毎月15日は「**自転車利用マナーアップの日**」です～

お問い合わせ

◎秋田県生活環境部県民生活課 ☎018-860-1523

安全安心まちづくり・交通安全班

この印刷物は40,000部作成し、印刷経費は1部あたり2.2円です。

